

公益社団法人福岡県社会福祉士会 役員及び代議員選出規則（案）

規則第9号
2026年11月29日制定

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第15条、及び第34条に基づき、理事及び代議員の選出に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員

（定数）

第2条 理事及び監事の定数は、定款第33条に定める通りとする。

第3章 代議員

（代議員数）

第3条 代議員の数は、定款第15条第2項の規定に従い、概ね正会員50人に1人の割合で選出する。

2 前項の規定にかかわらず、代議員総数は、100人以内とする。

（代議員数の変更）

第4条 本会は、以下の場合において代議員数を変更することができる。

- （1）会員数が増減したとき。
- （2）その他理事会が、代議員数の変更が必要と認めたとき。

第4章 役員の選出

（役員選出年）

第5条 本会は、西暦偶数年に開催する定時代議員総会で役員を選出する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が欠け補充が必要と会長が判断したときは、その限りではない。

（理事の区分と定数）

第6条 理事を次のとおり区分する。

- （1）会員理事 13人以上18人以内
- （2）外部理事 2人

2 前項第2号に規定する外部理事とは、定款第8条に定める本会の会員でない理事をいう。

（監事の定数）

第7条 監事の定数は、2人以上3人以内とし、内1人は正会員が含まれるものとする。

（候補者選出方法）

第8条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- （1）会員理事 立候補制とする。
- （2）外部理事 理事会の議決により候補者を選出する。
- （3）会員監事 理事会の議決により候補者を選出する。
- （4）外部監事 理事会の議決により候補者を選出する。

2 前項第2号の外部理事候補者の選出基準については、理事会において別に定める。

3 代議員は、理事として立候補することはできない。

4 代議員は、監事に選出されないものとする。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、代議員総会の決議をもって行う。

(委任)

第10条 役員の具体的な選出手続きや方法等の細目は、理事会において別に定める。

第5章 代議員の選出

(代議員改選年)

第11条 本会は、西暦奇数年に代議員を改選する。

(代議員の選出)

第12条 本会は、所属する正会員の中から、本会に所属する正会員により公平な選挙によって代議員及び予備代議員を選出する。

2 理事又は監事は、代議員候補者の推薦又は代議員に選出されないものとする。

(代議員の選任)

第13条 代議員の選任は、前条の代議員選挙結果に基づき、代議員総会において了承するものとし、任期は定時代議員総会の終結の時からとする。

(委任)

第14条 定款第17条に定めるほか、代議員の具体的な選出手続きや方法等の細目は、理事会において別に定める。

第6章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第15条 本会は、役員及び代議員の選挙全般の事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の設置及び運営については、理事会において別に定める。

(兼職の禁止)

第16条 選挙管理委員会委員は、本会の理事又は監事及び代議員を兼ねることはできない。

(推薦の禁止)

第17条 選挙管理委員会委員は、理事候補者及び代議員候補者を推薦または推挙することはできない。

第7章 雑則

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

附 則

1. この規則は2026年11月29日から施行する。